

第七回国会 通商産業委員会 議録 第十八号

昭和二十五年三月十四日(火曜日)

午後二時三十二分開議

出席委員

委員長代理理事 神田 博君

理事 小金 義昭君 理事 村上 勇君

理事 今澄 勇君 理事 有田 喜一君

理事 風早 八十二君

岩川 與助君 江田 斗米吉君

門脇 勝太郎君 小西 英雄君

關内 正一君 田中 彰治君

多武 良哲三君 中村 幸八君

福田 篤泰君 福田 一君

加藤 鏡造君 高橋 清治郎君

柳原 三郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 宮崎 靖君

通商産業事務官 岡部 邦生君

(通商振興局長)

通商産業事務官 玉置 敏三君

(通商機械局長)

委員外の出席者

議員 栗山 長次郎君

通商産業事務官 森 誓夫君

(通商機械局長)

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

三月十三日

電力料金改訂並びに同割当制は正に

関する請願(前田種男君紹介)(第一

四〇五号)

中小企業等協同組合法の一部改正に

関する請願(門脇勝太郎君紹介)(第一

四〇六号)

第一類第十一号 通商産業委員会議録第十八号 昭和二十五年三月十四日

元東田川郡電氣事業復元の請願
(志田義信君紹介)(第一四一七号)
官営アルコール工場下け反対に關
する請願(赤松勇君紹介)(第一四一
九号)
甲種度量衡器及び計量器の検定地方
移譲に關する請願(稻村順三君紹介)
(第一四二八号)
電氣事業分断及び電氣料金値上げ反
対に關する請願(小川原政信君紹介)
(第一四七〇号)
九州地方の電力問題に關する請願
(村上勇君紹介)(第一五一八号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
小型自動車競走法案(栗山長次郎君
外四十一名提出、衆法第五号)

○神田委員長代理 これより通商産業
委員会を開会いたします。

前會に引続き私が委員長職務を行
います。まず小型自動車競走法案を議
題として審査を進めます。質疑に入り
ます。小金委員。

○小金委員 たいだいま議題となりまし
た小型自動車競走法案について、私は
提案者の一人になつておりますが、こ
の議案につきまして二、三質問をいた
したいと思ひます。

まず第一条にこの法律の趣旨を書い
ておきまして、「この法律は、小型自動
車の性能の向上等品質の改善、小型自
動車に關する海外宣伝その他小型自動
車工業の振興に寄与するとともに、地

方財政の改善を圖るために行う小型自
動車競走に關し規定するものとする。」
こういうふうになつております。この
法律の趣旨は、まず第一は小型自動車
の競走を行うことによりまして、小型
自動車自体の性能、あるいは品質の向
上、改善というところに目的を置き、
さらに海外にまで日本の小型自動車の
性能、品質を宣伝する、こういうこと
を目的として、同時に地方財政の改善
をはかるために、この競走を行う、こ
ういうことになつておりますが、こ
の法律案全体は、昭和二十三年八月一
日の法律第二〇九号、すなわち自転車
競走法にその型を大体とつておると私
は思ふのであります。そうすると自転
車競走法の方では、この競走を行うこ
とによつて入つて来るところの国庫納
付金といふことが、国の収入の一部は
自転車工業の進歩発達のために使うと
いうことが規定されておりますが、こ
の法律案はその規定がないように思ふ
のであります。この点はどういふいき
さつでありますか。提案者の栗山
さん、御承知でありましたならば、ひ
とつ御説明をお願いしたいと思います。

○栗山長次郎君 たいだいまの御質疑に
対してお答え申し上げます。立案の趣
に當りました者は、当初競輪の場合と
同じように、国庫に納付されるもの
は、いわゆるひもつきで、この法であ
りますならば、小型自動車のみならず
自動車全体の振興の費用に、これを向
けるという趣意をこめて構想いたして
足したのであります。仮提出をいた

しましてから正規の提出に至りますま
で、二箇月余を費しております。その
間の時間は御存じの通りの手続に費さ
れた時間でありまして、その手続中に
いろいろの意見が出まして、当初の構
想通りに最後の結論を得ることができ
て困難と申しまして、いろいろ結末に
成案はなりましたことを御了承願いた
いと思ひます。

○小金委員 そういたしますと、この
法律案の立法者の御意は、これによ
つて国に収入があつた場合におきまし
ては、法律の成文いかんにかかわら
ず、わが国の小型自動車の性能の向上、
品質等の改善、あるいは海外宣伝その
他小型自動車工業の振興に寄与するよ
うな政策に、競走によつて入つて来る
金を使つてもらいたいという御意思が
はつきりしておりますか、その
点を御明答願いたしたいと思います。

○栗山長次郎君 提案の理由を述べま
した際にも、それに触れたつもりであ
りますが、立案をいたしました者の趣
旨といたしましては、政府に納入する
ものはやがて別途の予算措置によつ
て、今小金委員のお述べになりました
ような目的にまわしてもらへば、それ
が一番立案者の趣旨に沿ひ、またそれ
がその業の振興のためによいと考へて
おる次第であります。

○小金委員 そういふ御趣旨でありま
すならば、提案の理由とかあるいは個
々の本法律案の審議に際して、そん
うな趣意があつたということを特に明瞭

にいたしておくのと同時に、そん
うな趣意は、二箇月余を費して希望条件と
して、小型自動車競走によつて、
はつておいてもそれと小型自動車の
性能の向上とか品質の改善に努力はつ
たしますが、それで税金が国庫に入つ
て来るという場合には、具體的
に強く政府の政策として、小型自動車
工業の振興にその金を使つてもらいた
いというような希望事項については、法
律を通す場合には、つけた方が私は
いいのではないかと思ひますが、これは
後にこの法律案の取扱ひについて、十
分各位の御意見を私は承りたいと思
ふのであります。

その次に、この競走の主催者につ
いてお尋ねいたしますが、これは都道府
県だけが主催することができるのであ
りますか、その点をひとつはつき
り御明答願います。

○栗山長次郎君 結論的に得ました成
案としましては、たいだいま御指摘にな
りました通りに、都道府県ごとに実施
し得るというのが本案の結論でござい
ます。これも当初立案に當りましたと
きは、都市においても実施し得るよ
うにという構想をもちまして、前に申
し上げました二箇年の間折余曲折を経
て、中央があまりこれに關与、干渉し
てはよくない、または都市がこれを突
施するといふれば、都市のうちのい
かなるところに線を引き、いかなる都
市に実施させるかということに問題が
多くなり、かつまた実際に競走に参加
し得る車両、現在でき上つておる選手

は、これから逐次賛成をされるだろうと思ひますが、車両とか選手の数から言つて、この法案が成立して実施を見るに至りましても、そう多くの競走場を同時に開きましても、實際競走は成立しないだろうというふうな考慮を、とつておいて加へまして、地方事情を尊重する。それには都道府県という同じ範疇にあるものを取上げて行けば、ちようど数も四十六程度である、そしてまた都道府県の財政収入に寄与するところが大きいから、地方財政をこれによつてこ入れをすることもできようというふうなことで、結論的には都道府県ごとに実施するということになつておりますことを、御了承いただきたいと存じます。

○小金委員 今の御説明によりまして、その御説明の一半の言葉しりをつかまへますと、少くとも五大都市くらいは、この主催者になつてもいいのじやないかというふうな結論も出ますが、その点についてはいかがでしょうか。

○栗山長次郎君 その点も立案から正規の提出に至ります手続の間に、何べんか問題になり、何べんか話を繰返した点であります、前申しましたように、結論としては都道府県ということに落着いておられますことを、お含み願ひとうございます。

○小金委員 そうしますと、この主催者と申しますか、これを都道府県に限つたというものは一応の限界でありまして、将来もしこれが法律となつて施行された場合においては、五大都市くらいはこの主催をすることができるといふふに私は了解いたしましたして、その点は打切ります。

次に自転車競技法に範をとつたこの法律について、私は数個の質問をいたしてみたいと思ふのでございます。自転車競技法は施行以来約一年半くらいですが、最近では非常にその競走場の数もふえまして、盛んに今行われておりますが、自転車競技法あるいは小型自動車競走に對するいろいろ社会的な批判は別といたしまして、ともかく相当の盛況をきわめております。ところが、この法律案すなわち自転車競技法の施行にあつて、きようは政府当局の機械局長以下見えておりますが、私は相当不備があるのじやないか、そうする、小型自動車競技法の審議にあたりまして、一応私はその点に觸れてみた方がいゝのじやないかと思ひます。

以下私が参考的に質疑を申し上げることにいたします、栗山さんあるいは政府当局の方からひとつお答えを願ひたいのであります、まず本法律案の第四條に「小型自動車競走会に委任することができ」といふふうになつておりますが、これは大体委任することとしまさるのじやないか、その点を、法律案を直す必要があるかどうかはわかりませんが、そういう点は實際どうでございますか。

○栗山長次郎君 ただいま小金委員が仰せになりました、このまま五大都市も実施し得るようになるであらうといふようなお言葉がございましたが、五大都市で実施いたしますことを、立案に當りました者は構想に入れておつたのであります、法律のこのままでは五大都市には実施するといふことにはならぬ点を御承知を願ひたいと思ひます。

それから今あらためて御質疑のありました第四條であります、これは他の條に、競走会は当該都道府県で一個所だけを組織するといふことになつておりますので、一つだけ組織されるものが、當然その都道府県の競走会の運営にあたるというところに、はつきり申しますことは、独占禁止に觸れる懸念があり、そしてまた都道府県の自主権を侵害する懸念もあるといふので、委託することができるといふふうな結論を得たわけでありまして、事實上、ただいま御指摘の通り他の條章に盛つてありますように、競走場の登録、それから車両の登録、選手の登録等は、政府にかわつてやがてつくるべき中央の協会がいたしますので、この競走を実施いたします上に、競走会の存在、これは事實問題から申せば、ほとんど不可欠のことでありまして、そこに「できる」といふ表現にいたしましたのは、今申しましたような点に反することを懸念いたしました、勸案として表現いたしました次第でございます。

○小金委員 私は今五大都市が、すぐこの法律に基いて競走を主催するといふふうに申したのではないので、やがてはそういうふうな法律を改正して、五大都市が希望するならば、そういうふうなことがあり得ると申したのであります、本法案そのままで適用できないことは承知いたしております。その次に第十條につきまして、これも「一口金二十円以下の勝車投票券を券面金額で発売することができ」といふことに相なつております。今日はインフレーションがとまつてお金が大分とろくなつて来ておりますが、やはり今日の情勢では百円くらいにするのがいいのじやないか、ことに自転車

が二十円だから、これも二十円といふふうな写真相場をもつて来られたのかもしれません、百円くらいにならないかつたものか、またこれを修正してもいいか。と申しますのは、第十三條に「払戻金を交付する場合には、その金額に一口未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる」とある。實際今日一口未満の端数を、ああいう急ぐ場合にするといふことは、非常に困難がある、現実の問題として五円、十円くらいを単位として払いしをするのではないかと。まずこの実情を通産省当局にお尋ねいたします。

○宮崎政府委員 私は提案者ではございませんので、提案者の意思はわかりませんが、小金委員のお尋ね、ただいままで競輪の競走を実施して、これを監督して参りました立場から申しますと、競輪の方はただいま十円の車券になつておりますが、大体十枚を一括しまして十枚を個別的に売つております。円未満の端数を切り捨てるという弊害の点については、常識的に十枚分を勘定されるところであるので、十円の車券を買ふといふことは稀有な事実になつておりますので、法文の面から見れば御意見の通りだと思ひますが、御心配の点は事實上の弊害としては少からうと思ひます。競輪法につきましては、ただいま機械局の中に特別委員会を設けまして、その後起りましたいろいろの構想や紛議等に照しまして、適切な改正をいたし、次の国会においてあらためて御審議願ひ、かような段階になつておりますので、この小型自動車競走法につきましては、提案者側の御同意をいただけたならば、これを運営することをあきらめさせていただきます。

○栗山長次郎君 立案に當りました、者といひましては、競輪の方の十円を、一応の対象といたしましたことは事實であります。ただいま政府委員からお話がありました通り、この法律を実施いたします場合におきましては、一枚が二十円となつておりました、五枚ぐらゐを一口として発売する構想でありますので、金額の計算上著しい端数がしばしば出るということはないかと存じます。御質問の御趣旨も、ともてありますけれども、これも健全娛樂として一般の人々に近づきやすいようにといふことで、かようにおつておるわけでございます。

○小金委員 今宮崎政府委員は實際の取扱ひ状況を御説明になり、また提案者からもそういう取扱ひをするであらうといふことでありますから、私はしてこの問題にはこたわりませんが、宮崎政府委員の言われるごとく二年半ばかり自転車競技法を施行して見て、いろいろの欠点も改廢したいところも出て来ておるらしいから、できればこれをこの際この委員会において取上げ、もし修正が可能ならば新しい法律としてこの点を取り入れる方に進んだらよからうと私は思ひます。これは後ほどあらためて御懇談の機会にでも、さらに御相談いたしたいと思ひます。次にこの法案の第十一條に「左の各号の一に該当する場合においては、勝車投票券を購入し、又は譲り受けてはならない」といふことを規定しました、一、二とあげておりますが、この競

215

るところがあると思ひますので、これらの点を十分考慮に入れて、この法律案がもし通れば施行していただきたい。一応私の質問はこれにて打切つておきます。

○神田委員長代理 次は今澄君。

○今澄委員 小型自動車競走法については、小金委員の質問であらかた了承しました。私がただお聞きしておきたいことは、五大都市をこれに含めたいという点については、もしわれわれが委員会においてこういうことで決定したとしても、提案者の方では異議があるかないか。もし異議があればその理由を承りたい。それから政府の方においても、この都道府県に五大都市が加わるという点で何か支障があれば、その理由と支障のぐあいを一つお伺いしたいと思ひます。

○岡山長次郎君 今澄委員の御質問に對してお答えを申し上げますが、五大都市を加える点については提案者の考え方はどうかという点に關しましては、小金委員の御質問のときにもお答え申しましたような経過でありますので、当初はそれを構想に入れておつたものが、最後の結びに出て来なかつたという点であります。最後の結びにつきましては、これに主として立案に當りましたものとして、一応の落着をいたしておりますので、ただ経過的にそういう構造をもつて強く主張したこともあるということ以外に、申し上げる自由がないわけでありま

す。

○今澄委員 政府の方は……

○宮崎政府委員 五大都市を開催者として追加いたします件につきましては、通産省といたしまして別に異論は

ございせん。ただ實際において、やり得るかどうかという問題で片がつくだろうと思ひます。提案者の御意思通り、また委員会の御意思通りでつけようだと思ひます。

○今澄委員 もう一点、こういった競輪、競馬等の、人間なり馬なりが走つておる、そういう競技とどういふ自動車走るといふ機械的のものとの間に、その競技に對する國民の考え方とか、あるいは人気等にいろいろと差異があると思ひますが、これらの点について、提案者はけつこうでありますか、政府はどうか。その法律が通れば何か考へがあるのか、それとも機械工業振興の上にも一つの御構想を持つておられるならばお聞きしたい。もう一点はこういう競輪なり、競馬なり逐次行われるが、これは半面において國民の射幸心の養成という欠点も持つておること、は、當然いふべきことであつて、それらの点について政府はどうか考へ考へを持つておられるか、宮崎さんによつとお聞きします。

○宮崎政府委員 國民の射幸心をそよるようなものが、次から次にできるといふことについて、政府はどういふふう考へておられるか。これはごもつともなお尋ねであります。端的に申しますと、たとへば車券が十円であり、今度の自動車の方にしますと二十円、こういうふうなことは、小学校の子供でも投票するといふようなことで、非常に悪い面もあると思ひますが、公然と輪贏を決することができまして、秘密にかようなことをやらぬといふ面で、俗に申します賭博行為が、これによつて暗に矯正されておるといふことが、警察方面からの報告ではとらえておる

わけです。その真偽は別といたしまして極端に弊害のみで、そこに善政が少しもないことは考へておりません。御承知の通り射幸心といふことにも限度があろうと思ひます。より以上これを進めたいといふような考へ方は持つておりませんが、とにかく本法の趣旨が、戦後非常に圧迫を受けて沈滞が、戦後非常に自動車工業の振興の一助となりますので、この大きなねらいにおきまして、他に起るべき弊害を極少に抑えて行くことの努力は、當然おこななければなりません。自動車の振興と法案の成立によりまして、自動車工業の振興と、少くとも戦前の線まで持つて参りたいと思ひます。

○今澄委員 御質問の中にもありますように、国庫に納付されるところの経費といふものは、法制的にひもつきでなくとも、ぜひとも委員会の御意思によりまして、国の自由な予算措置の範囲内におきまして、自動車工業振興費等に当然割当てられる措置等を御考慮になつておりますならば、政府当局といたしましてきわめて満足の意味をなさる次第であります。何分よろしく願ひいたします。

○今澄委員 これにて小型自動車工業に關する問題については十分に承りました。提案者の弁明その他の問題ももつともであると思ひます。

引續いて私は政府の關係者にこの前お尋ねしておきました米軍松下げのフオートの自動車のこと、これは大きなことですが、この前概略の点を宮崎政務次官からお聞きしておつた件について、この松下げに關する通産省のこれを扱われた方から御答弁を願ひたいと思ひます。

○岡部(邦)政府委員 御説明申し上げます。八軍の保有しておりましたフォード一九四九年型の自動車、百四十五台を松下げを受けました。これは従来八軍軍人の關係の輸送はP・Dでやつておりましたのを、今度全部円払いで、各人の責任でやるというところになりましたので、その輸送用というところで松下げを受けたわけです。そこで通産省といたしましては、主力は東京地区にあるのでございしますが、関西にも軍人が大分おられるのだから、これを関西にまわしたかどうかというところは提案してみたわけですが、百四十五台の教自体が東京地区で足りないのだ、従つてこれを関西にまわすことは困るという關係方面の意向がありまして、関西の方にはまわさないことになつております。その配分につきましては従来ともバイヤーの自動車バイヤーの方は國際自動車ですが、これに五十台、それから立川地区の空軍のサーヴィスをやつております。大和自動車に五十台これを配分することにしたしております。それからなお海軍の方の要求がございましたので、横須賀地区に十台割当てることになつております。これはどの自動車業者になりますかは、目下海軍の關係方面が詮衡中でございます。横須賀の中の業者を選ぶだろうと思つております。もう一軒許可をされておりますタクシ

業者にあらざるものが、最初關係方面のサセクションで入つておつたのでありますけれども、これは面白くないといふのでわれわれはやめまして、残りの三十五台については、運輸省の方に適當な業者の推薦を願ひまして、その結果希望の参つております日本交通自

動車にやらしたいと思つております。それから松下げの價格については、一合が千九百ドル及び千八百ドルの二種類ございします。これを特別會計はそれだけで買つておるのでございしますが、現在の時価との關係から見ますと、いささか安く過ぎるのじやないかと、いふことも考へられますので、現在の關稅法はまだ七割というのが残つております。七割と取引税の二割、合算したものをもつてそれを払い下げるというところにいたしております。従つて一合あたりがたしか百三十二万四くらしいなと思つております。その價格が適當であるかどうかという問題でございしますが、少くともこの自動車については軍人、バイヤー以外にはこれを使うことができません。と同時に三箇年間は担保に供することもできない、買入れもできないという制限がついておられますので、大体その状態から見れば、それくらいのところがいよいよやなからうかと考へております。それからナンバーの問題について、運輸省と通産省と意見が異つておつたのじやないかと、これはそうではございせん。この自動車の新車については、たしか一九三六年型でしたか以降は、日本人は所有することができないことになつております。ところがこの自動車は八軍の松下げでございしますので、従つてP・Xの松下げになるわけでありま

す。P・Xの契約書には、あちらの条件に従ひまして、日本人に譲つてはいけな

れども、契約書を消し忘れて来たわけでありました。従つてわれ／＼の方ではこれは直してやらなければいかぬという事で交渉しております。同時に道路管理事務所の方で当然それは直すべきものだから先にナンバーをあげようという事で、ナンバーをくれただけであります。ところが運輸本省の方がそういう話合いがあつても、実際手続上困るからというので、運輸本省と道路管理事務所との見解の相違であつたわけですね。そこでGワゴンに行きましたが、Gワゴンも当然理解がありましたが、ただちにそれを日本人に渡してもよいというメモランダムを出すことになつておりますので、いづれにせよ、運輸省の内部同士の上級官庁と下級官庁との争ひでありまして、われわれの方では問題がございせん。御質問はそれだと思ひましたが……

○今迄委員 この松下の売手の方はPXのH・M・トリス大佐、買手の方は日本政府のたれになつておりますか。
○岡部(邦)政府委員 特別会計です、従つて通産大臣です。
○今迄委員 これが契約書を見ると、買手の方は内国貿易課の鈴木孝という個人名になつておるといふような連絡がありますか、そういうようなことはあります。

○岡部(邦)政府委員 これは通産大臣の名によつて鈴木君が代理してやつておる。
○今迄委員 いろいろ詳細な御説明で、巷間言われておる非常な疑念の点で、氷解した点多々ありました。問題は、これらの自動車を配分するについて、今の御説明だと、大体関係方面

の意向があつたということであり、その権限を全部まかしたと言つておる。それが、通産省としては権限を全部一任された積りでやられたのか、それともそうではないで、関係方面の意向によつてやらなければならなかつたものであるかどうか、その点をちよつと伺いたい。

○岡部(邦)政府委員 私が直接に交渉に参りましたので、その事情はよく知つておりますが、これは形式的には日本政府にまかされております。しかしながら大部分はひも付てございまして、○今迄委員 それからこれは大阪その他神戸等の関係業者も、もとよりこういう問題になれば関係がある。それで今度のものは、ただ単に台数が足らなかつたという点で渡らなかつたというお話であります。今後これらの問題については、そういう大阪、神戸にもお話をしますが、今後これらに計画されておるかどうかが、今度大阪、神戸にやらなかつたのは台数が足らなかつたというだけでは、国民を納得せしむる力がないが、ほかにも理由があつたかどうか、ひとつあわせて伺いたいと思ひます。

○岡部(邦)政府委員 台数が足らなかつたというのが、一番の理由でございまして、それ以外の理由はございせん。われ／＼は大阪、神戸の方にも少からぬ利用者がおるのだからやりたいたい希望は持つております。この種の事業を引續いてやるかどうかという事は、今後の研究問題だと思つておりますが、出物がございまして、こういうような扱いができるとなれば、同

じようなことをやりたいと思つております。
○今迄委員 大体運輸省並びに通産省で非常に紛争を生じたというやうな問題の真相もよくわかりました。ただ問題は、こういうやうな大規模の軍の松下げ物資の取引をするのに、貿易課の一課員の名前でやつておられますが、これもどうもそういうことがありましたか。

○岡部(邦)政府委員 横浜で、その現場において契約書を交換いたしましたので、通産大臣が行つて署名するわけに行きませんので、かわりにやらしたので、鈴木君というのには渉外事務を担当してありますので、それだけの権限を与えてもよいといふことで、あらかじめその前に私がちゃんと許可を得てやつております。

○今迄委員 大体それで前後の様子はわかりましたが、こういうやうな松下げの問題については、やはりいろいろと国民の要望その他も入れてやつていきたきたい。政府としてはいろいろほかにまだどういつたものが、洋服類であるとか、布地類であるとかあるやうであります。これは十分注意をされてやらねばと思ひます。
次に引續き富山に質問をいたします。今全国の金属鉱山の労働組合は御承知のように熔鉱炉の火を消して、いよいよ最後のストに入るやうな段階にありますが、そこで労働大臣から調停案が出て、これに対して、労働組合側は不満を忍んで受諾したにもかかわらず、経営者連盟はこれを拒絶いたしました。事態は容易ならざる段階に入つております。われ／＼は鉱業及び鉱山政策の基本について、常々質してお

るのでありますが、この際通産省としては、これらの金属鉱山の争議については、一体どういふあつせんをしたか、また経営者に対してどういふ努力をされたかどうかといふことを第一点として伺います。

第二点は、このやうな重大段階になつて、政府の労働大臣が、せつかく出てやつた仲裁案を、経営者連盟が一律に拒絶したといふことに対する通産省としての御見解を伺いたいのであります。それからこの争議がそのまま続くならば、日本の産業経済に重大な影響を与えますが、これを收拾するといふ途を考へておられるか。この三点について富山次官に御質問申し上げます。
○富山次官 金属鉱山の争議につきましては、御指摘のやうに熔鉱炉の火を落して、争議態勢を整えたといふことを聞いて非常に驚きまして、実情を調査してみました。新聞等によりますと、十六工場の火を落したといふことであります。それは、実際は入工場でありまして、それも年一回定期的に修理をしなければならぬ状況にあつて、その場合には、かまを急に冷却しないので順々に火を落して行くやうな形でやるのですが、その操作とかねてやつておるのだ、こういうのが真相であるかと報告されております。しかしこれは争議の一つの手段であると思ひますが、これがよいとか悪いとかといふこと、この批判はしばらく別といたしまして、当面の争議の原因となつております待遇改善と申しますか、賃上げ

の問題につきましては、御指摘のやうに労働大臣からあつせん案が出まして、それに対しては、これまた御指摘のやうに労働側では一応これをのんだ形になつております。しかるに経営者連盟と申しますか、経営者協議会と申しますか、この方はこれに対してのまなで拒絶したといふやうなことが伝わつておりましたので、私の方でも何分にも大臣は兼任のことでありまして、かようなことは大臣の手を煩わしておつても、間に合わないと思ひましたので、自分で出掛けまして、労働大臣及び労政局長と参りまして、事の真相を確かめたのであります。もし経営者の方におきまして不当な理由によりまして、このあつせん案を受諾しないやうな場合は、経営者に対する積極的な勧告をいたしたい、かやうな態勢で今朝も経営者連盟の方の代表者を招致いたしました。つづきに意見も聞き、またわれ／＼としてなすべき勧告もいたしたのであります。経営者の方はむげに労働大臣のあつせんを拒否したといふのではなくて、そこにある一、二の字句に対する将来にわたります解釈について、疑問を持つておるわけでありまして、なお他の鉱山労働組合との関連も考へまして、慎重な検討を加へておるわけでありまして、いまだに団体交渉は継続されております。昨晩も団体交渉はやつたやうであります。今度も団体交渉が継続される予定であります。ただいまの見通しといたしましては、われ／＼の方の状況調査から参りましたならば、双方の言分は実質的に大なる懸隔があるわけではありせんので、運営の点におきまして疑問の点を解決さしたいと思ひます。

らば、金属鉱山といえども、それらの経営力あるいは収益力というものについては相違がありますから、それぞれ一つの最低限度の線を引いてあげますと、それ以上できるものとできないものというものが、おのずから個々の解決ができるような見通しでありまして、今晚の団体交渉もしくは明日におきまして、一応妥結に至る見通しがついていような次第でございます。ただいまの段階では、これ以上この全金属鉱山の争議が悪化しようとは考えていないような状況であります。

○神田委員長代理 この際委員長から一言所見を述べておきます。ただいま上程されております議案は、小型自動車競走法案であります。今澄君から金属鉱山のストの質問がありました。これは先般同僚議員の高橋君から当時緊急質問として、政府に問われたものでありまして、当時政府におきましては、その答弁する材料がなかったというようなことに相なつておりましたので、緊急質問の継続というようにすることにしまして、委員長限りで処理したらいいたるうというようにおきまして、この議案は、小型自動車競走法案であります。ただいま申し上げました通り、議案は小型自動車競走法案でありますので、この議案から逸脱しないように、質疑をいたしていただきたく思います。次は高橋清治郎君に許します。

○高橋(清)委員 この法案の提出者は、各党のお歴々の幹部の名前が並べられてあるのではありませんか、この法案を提出するにあつては十分研究、御調査になつてのことと私は信じますが、多少私が欧米の調査をしたところ

によつて伺ひするのでありますが、この小型自動車競走によつて、この競走に参加した人々がいづれも死傷者を出しておるということですが、一体参加した人のうち、どれだけのパーセンテージが死んでおるか、けがをしておるか、御調査せられた実績を伺ひたいのであります。

○栗山長次郎君 外国の事例についての事故の計数は、通産省の方にはおありかと思ひますが、立案をいたしました者の手元にはございせん。ただこの小型自動車競走によつて、自動車の性能がどれだけ伸びたかということとはよく調べてございせん。それでただいま御懸念の点は立案に当りました者といたしまして、これは死傷者等の事故が多いのではないかと懸念を、当然に持ちました次第でありまして、それがために、また法案として皆さんの御審議をいただく前にできるだけ参考資料、もしくは予備行為をしてみたいと存じまして、小型自動車の競走を、東京でも全国の選手権大会として開催をいたしましたし、また近畿方面でも数個所開催を見て、その結果日本の国内で行われます場合の事故については、申し上げることはできるのであります。多摩川のスビード・ウェーで、全国選手権大会を実施いたしましたとき、鎖骨を軽く折つた者が二名でございまして、関西の方では、同じく鎖骨を折つた人が数回の競走中やけり両三名あつたということでございまして、映画等でも私どもが見ますあの障害物的な競走をいたしました場合、整備された競走場でしたら、整備された、懸念されるほどの事故はないものと、わずかの経験ではありますけれども申し上げ

けることができます。と同時に、他の例を引いていかかと思ひますけれども、たとえばアメリカン・フットボールのような場合には、高橋委員も御案内だと思ひますが、ずいぶんの負傷者を出します。あれなどに比べますと、よほど程度は軽いものという安全感をただいま持つておきたいことを、御報告申し上げておきたいと存じます。

○高橋(清)委員 私が十箇年のアメリカ生活におきまして、よくこれを見たところにより、また調べたところにより、また、相当の死傷者を出しておるようでありまして、またヨーロッパのフランスあたりの例をとりましても、非常に死傷者を出しておりました。そういったしまして、この法案が通過した後において、非常に競走が各府県において非常に流行すると思ひます。その試験的なことといたしまして、二、三名の鎖骨を折つた者があつたということでありまして、実際に競走に入つたならば、これは人命に被害を及ぼすことがひんびんとして起ると思ひます。そういったしまして、これを防止しようというやうな議が今起つておるとき、逆に日本でこれを法案を設けて小型自動車の振興をはかるということ、私は、私どもがどう思ふのではありません。一体どれほどの影響を人命に及ぼしておるか、けがを出しておるかといふことを、もう少しお調べになつてみたならばいかかかと思ひます。一つ申し上げて、また追つてこの法案に対する質疑はいたしたいと思ひます。

○栗山長次郎君 ただいまの高橋委員の御親切なる御希望に對しましては、調査もいたしますし、またよその国の例で、そういう事故の起つた原因等を探究いたしまして、本邦においてはさうな事故の起らないよう、競走方法、競技様式を考えて行きますことは、この法が成立しましたのちの、災害などに対する当然の措置であらうと存じております。

○神田委員長代理 次は風早八十二君。

○風早委員 ただいま提案になつております小型自動車競走法案は、第一條を見ますと、「小型自動車の性能の向上等品質の改善、小型自動車に関する海外宣伝その他小型自動車工業の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために、行う小型自動車競走に關し規定するものとする。」というように規定しておりますが、この点について、提案者のみならず、まず政府当局に向つて質問したものであります。第一は、吉田内閣になりました、いわゆるP・P運動、つまり楽しく遊び楽しく支払う、こういうP・P運動というものを盛んに奨励しておられます。これは通産省の省内でも至るところでP・P運動が盛んに行われて、盛んにP・P運動というものを奨励しておられる。この運動の大きな一環として、すでに競輪、人間競馬、こういったやうなものも行われて、一年半になりました。その間の実績を見ますと、これは政府が何と言われようと、明らかに賭博の奨励になつておると考へるのではありませんか。

〔神田委員長代理退席、小金委員長代理着席〕
○宮崎政府委員 ただいま御指摘の点

につきまして、前の方は吉田内閣ができてから引續いてやつておるといふやうなことの一つの批判的御意見だと思ひますので、これは承つておくことにいたします。

それからあの賭博を奨励するやうなことになるまいかという御意見に對しましては、先刻今澄委員のお尋ねに對しまして、お答えいたしましたやうな通りの事情でございまして、

○風早委員 賭博の奨励にはならないというようにお考えになるわけですか、また実績に對して、結果としてやはり賭博の奨励にはならないといふに考へられるか、その点については、必ずしも先ほどはつきりしたお答えがなかつたやうであります。これをあらためて御答弁願ひたい。

○宮崎政府委員 今澄委員のお尋ねに對しまして、賭博の奨励にはならないとお答えはいたしておらないわけでありまして、射倖心をそそるといふ点においては、たとえて申しますならば、十円、二十円の車券では、小学校の生徒もこれに興ずるであらうというやうなことで、弊害と認むべき点も起るであらう。小型自動車をやりましたら、より以上これをさらに他の方面にも及ぼしてやろうというやうな考へ方は持つておられない。しかしながら一面におきまして公然と輸贏を決すると申しますか、さうな射倖心を満足させる機関ができましたことによつて、ひそかにやられましたところの賭博行為は減少の統計を現わしておる。これは警察方面の情報によりまして知り得たことである。かやうにお答えいたしております。これが結論的に全面的に賭博行為にならぬと、賭博心を助長しな

いかう決定的なお答を申すことは、この際控えたいと思ひまして、要するにその点につきましては風早委員の賢明なる御判断によつて、しかるべく御勸告をいただいたらけつこうだと思ひます。

○風早委員 賭博奨励にならないとは考へないと言われるならば、結局なるとも考へられるわけだと思ひますが、現に千葉市なんかを私も最近視察して参りましたが、千葉市は競輪のために、もう町をあげてこれは大さわぎです。

先ほども言われましたが、実際中学生はおろか、小学生まで出て行つておる。またサラリーマンはさいふの底をばたいて、月給袋をそのまゝ持ちかへ持つて行つて、使ひ果してしまふといふわけで、家庭争議なんか至るところに起つておる。なおはなはだしいことは、そのためにこの町の商店といふものは、すっかりさびれてしまつておる。こういつたような非常にいゝ結果が起つて来ておるわけですから、結局政府は賭博奨励になると考へないと言われることは、もういゝ／＼な事實でもつて裏書きされておる。これに對して政府はもう一部でもさういふものになるというのを認められるならば、一体どういふ対策を持つておられるか。これは自転車競走法についてであります。今度は小型自動車競走法、名前ばかり、その品物は自転車から自動車にかわつておられますけれども、実はちつともかわらないわけでありまして、ことにそれ自身大賭博の形態を持つており、これでもつて非常に射倖心をあふりにあふり、その結果は今のやうなさんたたる状況を現出してお

るといふやうな次第で、政府として、こういう案に協力される限りは、やはりその対策がその面に対して当然あつてしかるべきだと思ひます。であります、その対策はどういふやうに持つておられますか。

○宮崎政府委員 風早委員の言葉の言いまわしから申すと、賭博の助成にはならぬといふやうに考へておるが、結局は賭博心を助長しておると考へられるといふことですが、私はその助成にはならぬといふ意味で申し上げたわけでありまして、また私より法律学者として多分な御遺言をお持ちになつておる風早委員といたしましては、よく御承知の通りであります。法律が、もしよい結果のみを得られることを全面的に規定できるならば、これは非常に仕合せであります。もしよい方面と悪い方面と比べてみまして、よいことの方が比較的多い場合とか、ほとんどよいことだけであるが、いささかそこに弊害も伴うといふような場合も、法律として施行される事態もあるわけでありまして、これを一つに一概に、弊害があるから、競輪法に定めてありますところの目的、趣旨といふものが全部没却されるものだと考へることは考へたくないものであります。弊害をどうしたためるかという問題は、これは先刻の小金委員のお尋ねの中にもありましたが、一年半の実績に照らしまして、それ／＼の欠陥もありましたので、ただいま機械局の中に特別委員会をつくりまして、過去の経験に照して、どこを直したらよからうか、こういうことを直したらいかがうか、こういうこととてだいたいま検討をいたしておりました。幸いに成果を得ましたら、次の特別国会に提案して、政府提案として御

審議をいただきたい、かような心構えでおるわけでありまして。要は野球くじであります。寶くじもありません。あえて競輪、自動車のみが射倖心をつくる最大の原因になるとは、私は結論的に申し上げません。状況としてはそれは私は否定するものではないのであります。が、野球のホームランが飛んでも、やはりこれはくじの対象になつておるやうな世相でありますので、一概にこの法律をもつて全部を断すべきでない、かやうに考へておられますので、対策につきましては、ぜひ御批判にうけたえたいと思つて、ただいませつかく検討を加えておりますので、暫時猶予をいただきたいと思ひます。

○風早委員 今こちらから質問いたしましたのは、その賭博の奨励になるといふ点に對する政府の対策であつて、今機械局の中に特別な審査機関のやうなものを設けてやるというところは、おそらくやおちようレースをこれ一部矯正して行くといふ点についてであると思ひますが、こういう催しそのものに對して、やおちようレースであるが、なからうが、とにかく射倖心をあふつておるといふ点、これが問題なんであります。それについては、機械局が何をしようか、そういうことが対策になるわけでない。寶くじとか、その他いろいろな射倖心をあふるやうな制度を他に設けておられる。それにつけ加えてさらにこういう自転車競走法をやる。さらに今度はまた小型自動車の競走をやらして、対策なくして、だんだんにこれに拍車をかけて行かれるといふところに、非常に問題があるのではないかと考へるのであります。その意味で政府に對策を伺つたのであ

りますが、どうもその対策はお持合せがないやうに一応了解して次に進みたいと思ひます。

第二には、同じややはり競輪で過去一年半の実績でわれ／＼が目撃し、新聞等で十分に報道を受けたところでありまして、川崎市などの競輪で起りましたあの騒擾、ただけではありません。騒擾の場合には、特にやおちようレースと言われるものもあつたと伝えられておるわけでありまして、しかしそれよりも何よりも川崎市の競輪等では、すりとか、たかりとか、あらゆる罪名を持つたさういふ犯罪行為が次々に起つて来た。しまいに破産、自殺、さういふやうなことまで、この競輪を契機に起つておる。こういう状態が起つておるわけですから、やはりこれらに對しては、政府としては当然に措置を考へておられるはずだ。この法文の中にどこにさういふ点についてはずきりうたわれておるか、なお政府はそれ以外にいかなる対策を持つておられるか、これらについて、今後の措置いかんをお尋ねしたいと思ひます。

○宮崎政府委員 小型自動車競走法を実施いたしました場合の運営等につきましては、先ほど提案者代表の栗山さんからお話がありましたやうに、省令によつてこれをいたしたい、こういうやうなことで、ただいま省令の仮案を準備いたしておりまして、必要がありますれば、これを参考として配付してよろしいと思つております。もちろんこれはまだ法制的の審査を経たおきませんので、多少内容におきまして字句等の修正があると思ひます。それをお含みくださいまして一応御参考にごらんを願ひたい。これによつて運営面

等のことは、できる限りの考慮を払つております。

なお御指摘の川崎競輪といふやうな問題について、機械局で考へていることは、やおちようの取締りであるやうな御御断定であります。これはあなただの御自由なる意思でお考えくださるもので、私は否定はいたしませんけれども、さういふものではございません。川崎競輪が一体やおちようから起つた騒擾といふのは、見方としてあるかもしれないが、綿密な科学的な調査の結果、あの競輪に絶対にやおちようでないといふことは、専門家が、それに参加いたしました者の全部が明らかに認めたこととあります。要はそれに潜居いたしたところの御御摘のすりだとか、あるいはおどかし者であるとかいふものにまつわりまします。さういふ弊害がありますので、これに對します取締り方法を一応考へまして、地方の入通産局長を中央に招致いたしまして、この取締り方針の徹底を期するたの伝達をいたしまして、ただいまそれ／＼の地区において、もしそれに違反することがありますならば、競輪法第十三条と思ひましたが、通産大臣の権限において、競輪の中止を命ずるというやうな手段に出まして、これを取締りを強化するように努めておるわけでありまして。その通達等もございますので、これもまた適當の機会にお目にかけることと決して拒否するものではありません。およそ弊害ありと御指摘され、また弊害ありと考へるならば、これをためることに努めて行くことは常識の問題であります。弊害の極致に達していかんともなすことができない事端にありますれば、これ

は法律その他の権限を用いまして拒否するといふのは社会常識の当然でありまして、もし当委員会において弊害の極致にありというようなお考えで、今上程されておりますこの法律案に不賛成である。あるいはすでに施行されております自動車競走法の廃止を御提案なさるというようなことは、もとより御自由であります。しかしながら現在提案されております小型自動車競走法は、提案者各位の御説明等をこまごま伺いまして、また通産省の行政の一環にもし入ると仮定して考えまして、弊害よりも利するところが多いと考え、この原案に一応賛成の意を表しておる次第であります。

○風早委員 意見をなるべく差控えたと思うのです。一応質問を先に進めて行きます。今これは弊害よりも利するところが多いと言われましたが、その利するところは一体だれが利するのか。私はまず政府に今まで競輪によつて得られた国庫収入——競輪によつて得られた全収入と、それから実際に国庫に納められたその状況を、ひとつ御報告願いたいと思います。さらにそれが実際に地方財政なり、また事業の拡張なりに向けられて、実際に流された割振りもひとつ御報告願いたいと思います。

○玉置政府委員 經理の実績について最近までの計数で申し上げますと、大体において売上高は七十億ぐらいの状況になつておりまして、おそらく三月末までには百億内外のものに達するのではないかと思つております。これに對しまして国庫の収入は約一億ぐらいの金額に達しております。三月本年度分として国庫に入る分は、四億か五

億ぐらいの間に納まるのではないかと思つております。本年度の予算で御審議願いましたことと思ひますが、二十五年度の間にしましては、この競輪法の法律の精神に基きまして、大体二億の金が予算に計上いたされまして、これが自動車関係のものとして、たとえば中小企業庁の中小工業の振興、あるいは工業技術庁の予算として工業技術の振興、特許庁の予算として発明の奨励の費用というように、あらゆる面にこの二億のものが使われる予定になつております。

○風早委員 いろいろ新聞紙上等で伝えるところによりますと、これらの収入が実際に地方財政なり、また国庫のそれ／＼予定した費目に使われる前に——今聞きましたも売上高と国庫収入の間には非常な差があるのであります。それ／＼の必要経費というものを除いたあとの実際の純益につきまして、いろいろ／＼なうわさ、またいろいろ報道があるのであります。ことに今回この自動車の場合におきまして、競走会といつたようなものが設けられておるが、競走会といつたものは一体どういふ構成を持つておるか、こういうものがはたして不正な行為が行われてその媒介にならないか、こういう点についてわれ／＼は今までそれ／＼のいろいろな疑惑を持たれたり、また報道もせられておる、この自動車競走に関する事実に関連しまして、やはり今回こういうふうなものが新しく出ることによりまして、競走会というものに非常な関心を持たざるを得ないわけでありまして。そういう点について政府はどういう用意をもつておられるか、これも政府当局にお尋ねしておきます。

○玉置政府委員 先ほど売上高と国庫収入との開きが非常にあるというお話でございましたが、競輪法で御承知の通りに、車券売上げの百分の七十五は一般払いもどしといひまして、残りの百分の二十五につきまして、そのうち百分の三を振興会、あと所要の経費をとりまして、その残りの三分の一を国庫にあげる。こういうことになつておりまして、これらの振興会の内容その他につきましては、私どもいたしましてもいろいろ遺憾のないように十分研究をいたしております。経理監査等もそれ／＼厳重に実施をいたしておる状況であります。小型自動車競走法案が通つてしまつて、実施の場合を考へますれば、これらにつきましても競輪と同じように、おの／＼府県に設置されます競走会におきまして、それ／＼専門的な小型自動車競走の実施の面を受持つわけでありまして。そしてそれ／＼の人を得まして、いわゆるこれは民法上の法人として手続がとられるわけでありまして、それもそれぞれの法律に基きまして、厳重なる監督その他を実施して行く予定にしております。

○小金委員長代理 ちよつと申し上げます。本日は本会議の都合もありまして、この程度にとどめまして、明十五日午前十時から開会いたします。本日はこれにて散会いたします。午後三時五十七分散会